

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)正す。

福 島 県 報

目 次

規則	福島県土地改良法施行細則の一部を改正する規則	六二	〇専決処分した予算の要領を公表する件	六五
告示	〇大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	六三	〇争議行為を行う旨通知があった件	六六
	〇大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件二件	六四	〇大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件	六六
	〇指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件	六四	〇土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	六七
	〇土地改良区の解散を認可した件	六四	福島県病院局	六七
	〇道路の区域を変更する件三件	六五	〇平成二十一年度福島県病院局職員採用選考予備試験を実施する件	六七
	〇道路の供用を開始する件	六五	福島県収用委員会	六七
公告	〇土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件二件	六七	〇平成二十一年七月十四日付け号外第四十四号中	六八
	正 誤			

規 則

福島県土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第八十八号

福島県土地改良法施行細則の一部を改正する規則

福島県土地改良法施行細則(平成十二年福島県規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第二号備考を削る。

様式第十八号中「12 土地改良法第85条第7項の規定により提出された意見書の写し」

を「12 土地改良法第85条第6項の規定により公告したことを証する書面」及び「13 土地改良法第85条第7項の規定により提出された意見書の写し」及び「10 土地改良法第85条の2第5項において準用する同法第85条第7様式第十九号中

「10 土地改良法第85条の2第5項において準用する同法第85条の規定により提出」及び「11 土地改良法第85条の2第5項において準用する同法第85条第6項の規定により公告された意見書の写し」に改める。

「4 土地改良法第85条の2第7項の規定により関係土地改良区等に示した事項を記載し」及び「4 土地改良法第85条の2第7項の規定により関係土地改良区等に示した事項を記載し」に改める。

「13 土地改良法第85条の3第4項又は第10項(同法第84条において準用する場合を含む。)において準用する同法第85条第7項の規定により提出された意見書の写し」及び「14 土地改良法第85条の3第4項又は第10項(同法第84条において準用する場合を含む。)において準用する同法第85条第7項の規定により提出された意見書の写し」に改める。

「14 土地改良法第85条の3第4項又は第10項(同法第84条において準用する場合を含む。)において準用する同法第85条第6項の規定により公告したことを証する書面」及び「15 土地改良法第85条の3第4項又は第10項(同法第84条において準用する場合を含む。)において準用する同法第85条第7項の規定により提出された意見書の写し」に改める。

「15 土地改良法第85条の3第4項又は第10項(同法第84条において準用する場合を含む。)において準用する同法第85条第7項の規定により提出された意見書の写し」に改める。

「16 土地改良法第85条の3第4項又は第10項(同法第84条において準用する場合を含む。)において準用する同法第85条第7項の規定により提出された意見書の写し」に改める。

「17 土地改良法第85条の3第4項又は第10項(同法第84条において準用する場合を含む。)において準用する同法第85条第7項の規定により提出された意見書の写し」に改める。

「18 土地改良法第85条の3第4項又は第10項(同法第84条において準用する場合を含む。)において準用する同法第85条第7項の規定により提出された意見書の写し」に改める。

「19 土地改良法第85条の3第4項又は第10項(同法第84条において準用する場合を含む。)において準用する同法第85条第7項の規定により提出された意見書の写し」に改める。

「20 土地改良法第85条の3第4項又は第10項(同法第84条において準用する場合を含む。)において準用する同法第85条第7項の規定により提出された意見書の写し」に改める。

「21 土地改良法第85条の3第4項又は第10項(同法第84条において準用する場合を含む。)において準用する同法第85条第7項の規定により提出された意見書の写し」に改める。

「22 土地改良法第85条の3第4項又は第10項(同法第84条において準用する場合を含む。)において準用する同法第85条第7項の規定により提出された意見書の写し」に改める。

「23 土地改良法第85条の3第4項又は第10項(同法第84条において準用する場合を含む。)において準用する同法第85条第7項の規定により提出された意見書の写し」に改める。

「24 土地改良法第85条の3第4項又は第10項(同法第84条において準用する場合を含む。)において準用する同法第85条第7項の規定により提出された意見書の写し」に改める。

「3 交換分合計画図
 4 土地改良法第97条第4項の規定に
 5 土地改良法第98条第1項の規定に
 6 土地改良法第102条第2項ただし
 場合には、当該同意があつたことを
 証する書面」

よる土地改良区の意見の内容を記載した書面
 より公告したことを証する書面
 書又は第3項ただし書の規定による同意があつた
 証する書面

「4 交換分合計画図」

「4 交換分合計画図」や
 5 土地改良法第102条第2項ただし
 場合には、当該同意があつたことを
 証する書面

書又は第3項ただし書の規定による同意があつた
 証する書面

「4 交換分合計画図」
 「4 交換分合計画図」や
 5 土地改良法第102条第2項ただし
 場合には、当該同意があつたことを
 証する書面

書又は第3項ただし書の規定による同意があつた
 証する書面

「6 交換分合を行うことを必要とする理由を記載した書面」や
 「6 交換分合を行うことを必要とする理由を記載した書面」

7 土地改良法第102条第2項ただし書の規定による同意があつ
 た場合には、当該同意があつたことを証する書面
 に改める。

第三十七号様式備考2中「総会若しくは総代会の議事録又は選挙録」や「当該役員
 の選任に係る選挙録又は総会若しくは総代会の議事録の謄本」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県土地改良法施行細則の規定に基づいて提出
 されている申請書は、改正後の福島県土地改良法施行細則の規定に基づいて提出され
 た申請書とみなす。

(農村計画課)

告 示

福島県告示第六百九十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規
 模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に
 規定する添付書類を平成二十一年十一月六日から平成二十二年三月八日まで福島県商工
 労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・
 商工労政課及び郡山市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十一年十一月六日
 福島県知事 佐藤 雄 平

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

若葉ファッションモール 福島県郡山市若葉町四十五番一ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名
 称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者
 名称 株式会社しまむら

代表者の氏名 代表取締役 野中 正人
 住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 名称 株式会社しまむら
 代表者の氏名 代表取締役 野中 正人
 住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

三 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十二年六月三十日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 二千二百九十五平方メートル

五 大規模小売店舗の施設に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 八十六台

2 駐輪場の位置及び収容台数
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 五十台

3 荷さばき施設の位置及び面積
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 面積 六十七平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 容量 三十五立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- (一) 開店時刻 午前十時
- (二) 閉店時刻 午後九時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後九時三十分
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (一) 数 二か所
- (二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
二十四時間
- 七 届出年月日
平成二十一年十月二十九日

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第六百九十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十一年十一月六日から平成二十二年三月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び川俣町産業課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファーズ中丁店 福島県伊達郡川俣町字中丁二十四番地二
- 二 変更しようとする事項
大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 千八百五十四平方メートル
(変更後) 千八百二十平方メートル
- 三 変更しようとする年月日
平成二十二年六月二十二日
- 四 届出年月日
平成二十一年十月二十一日
- 五 届出をした者
株式会社運喜

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条

第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十一年十一月六日から平成二十二年三月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
万代書店福島店 福島県福島市黒岩字浜井場十八番地の一
- 二 変更しようとする事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時
(変更後) 二十四時間
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前九時四十五分から午後八時十五分
(変更後) 二十四時間
- 三 変更しようとする年月日
平成二十一年十一月二十日
- 四 届出年月日
平成二十一年十月二十九日
- 五 届出をした者
株式会社ジャスト

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百九十六号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定により、沼之内加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。
平成二十一年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

(水産課)

福島県告示第六百九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、霊山町土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、平成二十一年十月三十日認可した。
平成二十一年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県告示第六百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十一年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二九四号	白河市白坂皮籠五〇番 地先から 同 市白坂皮籠二一九 番地先まで	変更前 変更後	九・〇〇 一・一〇〇	二二八・〇〇 二二八・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第六百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十一年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 川俣線	南相馬市原町区大原一 四番二地先から 同 市原町区大原一 〇番二地先まで	変更前 変更後	一四・〇〇 一七・二〇〇	一四五・〇〇 一四五・〇〇

(道路計画課)

(農村計画課)

福島県告示第七百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十一年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道棚倉 矢吹線	白河市東深仁井田字刈 敷坂七八番地先から 西白河郡中島村大字中 島字中川原三六番一 地先まで	変更前 変更後	一一・〇〇 三二・〇〇	四三二・七 四三二・七

(道路計画課)

福島県告示第七百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十一年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道棚倉矢吹線	白河市東深仁井田字刈敷坂七八番地先から 西白河郡中島村大字中島字中川原三六番一 地先まで	平成二十一年一 月六日

(道路計画課)

公 告

公告第五百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、平成二十一年十月二十八日専決処分した平成二十一年度の福島県一般会計補正予算の要領は、

次のとおりである。
平成二十一年十一月六日

平成21年度福島県一般会計補正予算(第5号) 福島県知事 佐藤 雄平
平成21年度福島県一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,842,686千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ944,813,915千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	2 国庫補助金	147,266,883	1,228,457	148,495,340
		102,924,728	1,228,457	104,153,185
13 繰越金	1 繰越金	237,171	614,229	851,400
		237,171	614,229	851,400
歳入	合計	942,971,229	1,842,686	944,813,915

(単位千円)

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費	1 公衆衛生費	23,594,255	1,842,686	25,436,941
		7,098,248	1,842,686	8,940,934
歳出	合計	942,971,229	1,842,686	944,813,915

(単位千円)

(総務課)

公告第五百八十三号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長斎藤富春から医療・福祉労働者の大幅増員、賃金と雇用の確保等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨平成二十一年十月二十八日付で通知があった。
平成二十一年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 日時 平成二十一年十一月十三日から問題解決までの期間
- 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護ほほえみステーション、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、ほほえみ介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東訪問看護ステーション、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、デイサービスセンター虹の丘、デイサービスセンター岡小名、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、双葉厚生病院、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田にこにこヘルパーステーション、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションY、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院付属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック
- 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

(雇用労政課)

公告第五百八十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
平成二十一年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カンセキ田島店 福島県南会津郡南会津町田島字谷地甲五十番地ほか
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
千平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
七百六十二平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

- 五 平成二十一年十月二十九日
届出年月日
- 六 平成二十一年十月二十一日
届出をした者
株式会社カンセキ

(商業まぢづくり課)

公告第五百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十一年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

国見町土地改良区

退任した役員

氏名

小西 春男

佐久間眞一

高橋 豊壽

宍戸 祐安

佐野 武光

吉田 國一

渡邊 善男

鈴木 正夫

熊坂 文男

佐久間誠介

鈴木 薫

就任した役員

氏名

小西 春男

佐久間眞一

高橋 豊壽

宍戸 祐安

佐野 武光

吉田 國一

渡邊 善男

鈴木 正夫

熊坂 文男

菊地 長七

住所

伊達郡国見町大字藤田字南七三番地

郡同 町大字森山中島一〇番地イ

郡同 町大字鳥取字堰下七番地

郡同 町大字石母田字樋口三五番地

郡同 町大字徳江字佐野台一三番地

郡同 町大字貝田字中ノ町二番地一

郡同 町大字高城字田中二番地

郡同 町大字西大枝字牛沢三番地

郡同 町大字内谷字東脇一五番地

郡同 町大字塚野目字堀込二七番地

郡同 町大字川内字内上二八番地

住所

伊達郡国見町大字藤田字南七三番地

郡同 町大字森山中島一〇番地イ

郡同 町大字鳥取字堰下七番地

郡同 町大字石母田字樋口三五番地

郡同 町大字徳江字佐野台一三番地

郡同 町大字貝田字中ノ町二番地一

郡同 町大字高城字田中二番地

郡同 町大字西大枝字牛沢三番地

郡同 町大字内谷字東脇一五番地

郡同 町大字塚野目字正法寺四五番地二

同 鈴木 薫 郡同 町大字川内字内上二八番地

(農村計画課)

福島県病院局

公告第14号

平成21年度福島県病院局職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成21年11月6日

福島県病院事業管理者 高地 英夫

1 試験を実施する職種

理学療法士

2 試験期日

平成21年12月3日(木)

3 受験申込受付期間

平成21年11月6日(金) から同月24日(火) まで

4 受付窓口及び問い合わせ先

福島県病院局病院総務課(福島市中町8番2号 電話(024) 521-7226)

(病院総務課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の収用について平成二十一年十月二十六日次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十一年十一月六日

福島県収用委員会

会長 渡邊 健壽

一 起業者の名称

いわき市

二 事業の種類

いわき都市計画道路路事業三・四・一六七号新川町谷川瀬線、三・五・一三六号小太郎町三倉線、三・四・二号国道六号線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在地番	地目		現況	登記簿実測
	地番	地積(平方メートル)		
				収用しようとする土地の地積(平方メートル)

福島県いわき市平字月見町	一六番	宅地	宅地	五三五・五三三	五六九・二〇	六八・三四
--------------	-----	----	----	---------	--------	-------

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住 所
山崎建太郎	福島県いわき市平字月見町二六番

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし

福島県収用委員会告示第十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用について平成二十一年十月二十六日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成二十一年十一月六日

福島県収用委員会

会長 渡 邊 健 壽

一 起業者の名称

東日本高速道路株式会社

二 事業の種類

高速自動車国道常磐自動車道新設工事（福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平地内から同町大字下野上字清水地内まで、同郡双葉町大字山田字東西羽黒地内から同町大字山田字上萩平地内まで、同町大字寺沢字唐沢地内から同郡浪江町大字井手字大田川原地内まで、同町大字加倉字今神地内から同町大字室原字田子平地内まで、南相馬市小高区川房字四ツ栗地内、同市小高区金谷字作迫地内から同市小高区飯崎字一ノ関地内まで、同市小高区大富字北谷地内から同市小高区羽倉字南沢地内まで、同市原町区馬場字原地内から同市原町区馬場字下中内地内まで、同市原町区押釜字戸島土地内から同市原町区石神字中山地内まで、同市原町区信田沢字道ノ上地内から同市鹿島区小池字立ノ沢地内まで、同市鹿島区小山田字大日沢地内から同市鹿島区浮田字鶴位地内まで、相馬市富沢字藤木地内から同市富沢字焼切地内まで及び同市今田字久保前地内から同市粟津字愛ノ沢地内まで）並びにこれに伴う市道、町道及び農業用水路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

地 目	地積(平方メートル)	収用しようとする
-----	------------	----------

所在地番	登記簿	現況	登記簿	実測	土地の地積(平方メートル)
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平 一六番	山林	原野	二二四	二二四・二七	一二四・三四

四 土地所有者の氏名、住所及び持分

氏名	住 所	持 分
不明 ただし、 志賀紀郎 又は 登記名義人 (亡) 末長 一利の法定 相続人であ る次の者の 全員若しく は一部の者 高山カツ 若しくは 末永大吉 若しくは 末永昭三 若しくは 末永庫	不明(ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル 国) 不明(ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル 国サンパウロ州) 不明(ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル 国サンパウロ州カフェランジア市タンガラ区) 不明(ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル)	五二分之一 二〇八分の一

不明
ただし、
志賀紀郎
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平一二二七番地

<p>不明 ただし、 志賀紀郎</p> <p>又は 登記名義人</p> <p>福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平二二二七番地</p>	<p>不明 ただし、 志賀紀郎</p> <p>又は 登記名義人 井戸川英隆</p> <p>不明(ただし、戸籍の附票上の最終住所 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平八九〇番地(昭和五五年九月三日職権消除))</p> <p>福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平二二二七番地</p>	<p>不明 ただし、 志賀紀郎</p> <p>又は 登記名義人 井戸川英隆</p> <p>不明(ただし、戸籍の附票上の最終住所 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平八九〇番地(昭和五五年九月三日職権消除))</p> <p>福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平二二二七番地</p>	<p>又は 登記名義人 渡邊和子</p> <p>不明(ただし、戸籍の附票上の最終住所 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字深町二二(昭和四年七月二五日職権消除))</p>
<p>五二分の一</p>	<p>九三六分の二</p>	<p>二〇八分の一</p>	

<p>若しくは 松本睦子 若しくは 松本睦子 若しくは 松本睦子 若しくは 松本睦子 若しくは 松本睦子</p> <p>松本康明</p> <p>東京都板橋区高島平七丁目五番一―四〇二号 メゾン・ロゼ</p>	<p>若しくは 松本真 若しくは 松本真 若しくは 松本真 若しくは 松本真 若しくは 松本真</p> <p>福島県双葉郡富岡町大字本岡字新夜ノ森六五三番地の四</p> <p>福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚三五五番地二</p> <p>福島県会津若松市湊町大字原字新橋一五一番地</p> <p>埼玉県さいたま市南区松本三丁目一四番一―一号</p>	<p>若しくは 松本直子 若しくは 松本直子 若しくは 松本直子 若しくは 松本直子 若しくは 松本直子</p> <p>福島県双葉郡富岡町字夜の森北二丁目一八番地の九</p> <p>東京都稲城市大丸八二番地 都営稲城第二アパ―ト二号館五〇四号</p> <p>千葉県市原市鶴舞七七八番地二六</p> <p>東京都稲城市大丸八二番地 都営稲城第二アパ―ト二号館五〇四号</p>	<p>若しくは 松本光由 若しくは 松本光由 若しくは 松本光由 若しくは 松本光由 若しくは 松本光由</p> <p>福島県いわき市中央台鹿島二丁目二二番地の二二</p> <p>宮城県仙台市太白区袋原字台五四番地の七</p> <p>東京都北区十条仲原一丁目六番一号 メゾン双葉一〇一号</p> <p>不明(ただし、住民票上の住所 群馬県太田市新田木崎町五五五番地二 プレステージ木崎一〇六号)</p>	<p>若しくは 松本康 若しくは 松本康 若しくは 松本康 若しくは 松本康 若しくは 松本康</p> <p>不明(ただし、住民票上の住所 群馬県太田市新田木崎町五五五番地二 プレステージ木崎一〇六号)</p> <p>宮城県仙台市太白区袋原字台五四番地の七</p> <p>東京都北区十条仲原一丁目六番一号 メゾン双葉一〇一号</p>	<p>(七) 松本市治郎の法定相続人である次の者の全員若しくは一部の者</p> <p>松村瞭子 若しくは 高田壽子</p> <p>宮城県仙台市太白区袋原字台五四番地の七</p> <p>東京都北区十条仲原一丁目六番一号 メゾン双葉一〇一号</p> <p>不明(ただし、住民票上の住所 群馬県太田市新田木崎町五五五番地二 プレステージ木崎一〇六号)</p>
---	---	--	---	--	--

若しくは 松本智司	埼玉県戸田市美女木五丁目一八番地の二(彩光 荘一〇一号室)	不明 ただし、	五 分 の 一
志賀紀郎	福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平二二二七 番地	又は	
登記名義人 (亡)石田 門治の法定 相続人であ る次の者の 全員若しく は一部の者	福島県双葉郡富岡町大字毛萱字前川原七九番地	佐藤町子	
若しくは	福島県双葉郡富岡町大字上手岡字西ノ上二五番 地	遠藤吉治	
若しくは	福島県双葉郡浪江町大字権現堂字本城五二番地	遠藤一衛	
若しくは	福島県双葉郡富岡町大字大菅字大平二四四番地	黒澤勝子	
若しくは	東京都練馬区富士見台二丁目二二番三二号	久保木良 子	
若しくは	福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平一〇四六 番地	石田信勝	
若しくは	福島県双葉郡富岡町大字上手岡字片倉二番地	遠藤輝雄	
若しくは	埼玉県吉川市高富二丁目一〇番地八	遠藤常子	
若しくは	東京都八王子市狭間町一四六二番地五 タウン ズ八王子B三二二二号	坪井紹子	
若しくは			

遠藤誠一	埼玉県川口市中青木二丁目一〇番三七一一〇 四号 コスモ川口ツインフォルム
若しくは	福島県双葉郡富岡町字夜の森南一丁目六三番地 の六
遠藤啓子	
若しくは	東京都北区田端三丁目二四番八二二〇一号 サ ンハナノエ
遠藤幸雄	東京都文京区本駒込四丁目二五番八号 中澤ビ ル四〇一
若しくは	福島県双葉郡大熊町大字熊川字久麻川一八七番 地
新長安子	

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種
類
なし

正 誤

ページ	段 行	正	誤
-----	-----	---	---

○平成二十二年七月十四日付け号外第四十四号中

九	下 後ろか ら六	地方公務員法第八条第一項 第十二号の規定により福島 県人事委員会の権限に属せ しめる事務を定める条例	地方公務員法第八条第一項 第十二号の規定により福島 県人事委員の権限に属せし める事務を定める条例
---	-------------	---	--